

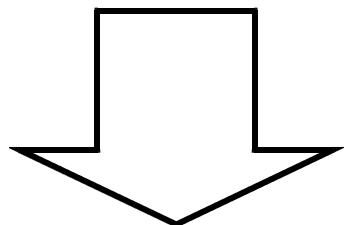
『取消処分者講習』 予約の流れ

注) ※ 個人情報を取扱いますので、予約をする際には『運転免許取消処分書』が必要になりますから、絶対に紛失しないように保管してください。

※ 取消処分者講習の予約をする前に、必ず『受験相談』を受けてから予約受付をしてください。 (免許センター1階 受験相談係 自動音聲 4番→2番)

◇ 申 込 者 の 受 付 ◇

- 1 受験相談を受けて、受検相談を受けた結果を確認後、受講可能でしたら受付時間内に申込んでください。
- 2 受付後に運転経歴データの確認を行いますので、必ず「本人」が直接又は電話で申込んでください。
※ 個人情報を取扱いますので、家族や友人・同僚等の代理人は認めません。
- 3 受講中に病気等の健康上の問題が発生した場合、速やかな対応を図るために「緊急連絡先」を伺いますので、あらかじめ近親者等の電話番号を準備しておいてください。
- 4 本講習は、再取得する運転免許により四輪・二輪講習に分かれています。
 - ・ 取消を受けた免許が普通免許以上の四輪免許の場合は、四輪講習が受講可能です。
 - ・ 原付免許等の二輪免許を取消されて普通免許を取得する場合は、自動車学校・教習所で「普通車仮免許」の交付を受けていなければ四輪講習は予約できません。
 - ・ 二輪免許を取消されて二輪免許を再取得する場合は、二輪講習に限定されますが、講習日の確保に時間がかかりますから、予めご了承ください。
- 5 外国の方は、日本語の会話が理解可能で日本語で文章が書けることが条件ですから、不可能な方は、私費で通訳人を同伴していただきます。



◇ 受 講 場 所 ・ 受 講 日 の 予 約 ◇

- 1 講習場所は、住居地から利便の良い場所をご案内しておりますが、ご希望の講習場所がありましたら係員に申出てください。
- 2 違反・事故等による処分者は2日連続の講習ですが、飲酒に起因する事由の処分者は2日不連続(1日目の約30日後に2日目)の飲酒学級講習に限定されます。
- 3 少人数制(3～6名)によるグループ講習のため、予約登録後は原則として講習日の変更はできませんので、スケジュールを調整してください。
- 4 病気や身内の不幸等のやむを得ない事情で講習を欠席する場合は、速やかに講習場所又は免許センター講習係へご連絡ください。